

# 松野町ヘルプカードについて(ガイドライン)



## 1 ヘルプカードとは

ヘルプカードは、障がいのある人など援助を必要とする人が携帯し、いざと言う時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。

カードには、住所や氏名、生年月日、連絡先、血液型、かかりつけ医、障がい名・病名など、利用者本人が特に支援や配慮をして欲しい項目を記載するようになっています。

## 2 作成方法 (参考：記載の仕方例)

ヘルプカードには、利用者本人が周囲に助けを求めるときなどに必要な情報を記載してもらいます。ただし、その項目の中には、重要な個人情報が含まれるものもあり、家族や支援者と十分に話し合って、記載する項目を決めることが重要です。

また、障がい名や病名などを利用者本人が知らない（知らされていない）場合や、その表現によっては、本人の気持ちを傷つけてしまう場合など、取扱いに配慮を必要とする項目もあります。必要な情報を支援者に伝えることは重要ですが、記載する項目は必要最低限とし、利用者本人が不利益を受けたり、不快な思いをしたりしないような注意が必要です。

## 3 携帯方法

ヘルプカードは、折りたたんで障害者手帳に入れられるような形にしています。

障害者手帳以外にも、財布や学生手帳の中、バッグのポケットに入れることも可能ですが、利用者本人がいちばん携帯しやすく、いざと言う時に、確実にヘルプカードを取り出すことができる方法で携帯することが重要です。

## 4 リスクとその対応

ヘルプカードは、援助を必要とすることを周囲に知らせ、より効果的な支援を受けるためのものですが、利用者の重要な情報を他人に知らせることになりますので、トラブルに繋がることも懸念されます。

したがって、ヘルプカードは、基本的に利用者本人の責任で携帯するものですが、適切に使いこなせるように、家族や支援者のサポートが欠かせないものです。